

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

(平成 12 年 5 月 31 日 市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）の運用に関し、大規模小売店舗を設置する者に対して本市の実情に応じた適切な対応を求め、良好な生活環境の保持のため、本市における法運用の基準及び必要な事務手続について定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令第 327 号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 62 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(仙台市大規模小売店舗立地法運用の基準)

第 3 条 市長は、大規模小売店舗を設置する者に対し、本市の地域特性並びに関係する本市の例規及びこの要綱に応じた適切な配慮を求めるため、別表 1 のとおり法運用の基準（以下「本市基準」という。）を定めるものとする。

(届出書等の提出先及び提出部数)

第 4 条 法、規則及びこの要綱の規定により市長に提出すべき届出書、添付書類、出店計画書、通知書、申請書及び報告書は経済局産業政策部商業・人材支援課に提出するものとし、その提出部数は、経済局長が別に定める。

(事前協議)

- 第 5 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をしようとする者に対して、当該届出を行う前に、出店計画書の提出を求めるものとする。
- 2 市長は、前項の出店計画書を提出した者に対して、その内容について本市と協議を行い、当該協議の終了後に、その協議内容を反映した添付書類の提出を求めるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の届出のうち法第 5 条第 1 項の規定による届出に係る全てのもの及び法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出のうち店舗面積の増床について増加面積が 1,000 ㎡を超えるものについては、出店計画書の内容に関する説明会の開催を求めるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 出店計画書及び添付書類の記載事項は、経済局長が別に定める。

(届出等の公告)

第 6 条 法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第 6 条第 6 項、法第 8 条第 3 項及び第 6 項並びに法第 9 条第 3 項の規定による公告は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所の掲示場に掲示すること
- (2) 仙台市公報に登載すること

(届出及び出店計画書の概要等の周知)

第7条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項若しくは法附則第5条第1項若しくは第3項の規定による届出又はこの要綱第5条第1項の規定による出店計画書の提出を行った者に対して、当該届出の概要並びに法第7条第1項に規定する説明会の開催日時及び場所又は当該出店計画書の概要並びに法第5条第3項の説明会の開催日時及び場所について、次に掲げる方法により周知することを求めるものとする。

- (1) 当該大規模小売店舗の敷地内又は大規模小売店舗内の見やすい場所に掲示すること
- (2) 当該大規模小売店舗の所在地の周辺の町内会その他地縁による団体に知らせること
- (3) その他市長が適当と認める方法

(届出等の縦覧)

第8条 法第5条第3項、法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、市長が必要と認める場所において行う。

(軽微な変更)

第9条 市長は、規則第8条に規定する軽微な変更をしようとする者に対して、事前に様式第1により申請を行うことを求めるものとする。

- 2 市長は、前項の申請が軽微な変更該当するか否かを決定したときは、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第10条 法第7条第1項及びこの要綱第5条第3項に規定する説明会は、当該大規模小売店舗の所在地に近く、相当の人数を収容できる施設において、所在地周辺の地域の住民が参集しやすい日時に1回以上開催するものとする。

- 2 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって市長が特に必要と認めるものについては、2回以上開催するものとする。
- 3 市長は、規則第11条第1項に規定する説明会の回数を説明会開催者（法第7条第2項に規定する説明会開催者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する説明会であって当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から半径1キロメートル以内に他の市町の区域が含まれるものについては、説明会開催者に対して、当該他の市町の区域における説明会の開催を求めるものとする。ただし、当該区域のうち一定程度が住居地域に含まれていない場合はその限りではない。
- 5 市長は、説明会開催者に対して、説明会の公告を行う前に、様式第2により、説明会開催計画書及び次項の規定により配布する予定である資料の提出を求めるものとする。
- 6 市長は、説明会開催者に対して、説明会の中で、届出事項及び届出事項を決定した根拠等を平易に説明した資料を出席者に配布することを求めるものとする。

(説明会の公告)

第11条 法第7条第2項の規定による説明会の開催の公告は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から半径 1 キロメートル以内の区域（当該区域に他市町の区域が含まれる場合には、その区域を含む。以下同じ。）において購買されている時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 3 紙以上（当該区域において最大購買部数を有するものを含む。以下同じ。）に掲載すること
 - (2) 当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から半径 1 キロメートル以内の区域において購買されている時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 3 紙以上にちらしを折り込むこと
 - (3) その他市長が適当と認める方法
- 2 前項の公告には、法第 7 条第 2 項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。
- (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 当該大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
 - (3) 当該大規模小売店舗を新設する日又は変更する日
 - (4) 届出の概要
 - (5) 当該説明会に係る問合せ先
 - (6) その他市長が必要と認める事項

（説明会を開催する必要がない場合）

第 12 条 規則第 11 条第 2 項に規定する説明会を開催する必要がないと認めるときは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯又は荷さばきを行うことができる時間帯を午前 7 時から午後 9 時までの間で変更する場合
 - (2) 規則第 8 条に規定する軽微な変更に応ずる場合
 - (3) 法附則第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定による変更の届出であつて、規則第 7 条第 1 項の規定に該当する場合
 - (4) その他当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市長が認める場合
- 2 市長は、説明会を開催する必要がないと認めるときは、説明会開催者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知がなされた場合には、規則第 11 条第 2 項の規定による届出等の要旨の掲示は、当該掲示に係る届出が法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により縦覧に供されている間、これを行うものとする。

（説明会を開催することができないと認める場合）

第 13 条 市長は、説明会開催者がその責めに帰することができない事由により説明会を開催することができないと判断する場合には、当該説明会開催者に対し、様式第 3 による説明会開催不能承認の申請を行うことを求めるものとする。

- 2 市長は、前項の申請が規則第 13 条第 1 項に規定する事由に該当するか否かの決定をしたときは、その旨を当該説明会開催者に通知するものとする。
- 3 説明会開催者は、法第 7 条第 4 項後段に規定する周知を、第 11 条第 1 項各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

（説明会実施状況報告書の提出）

第 14 条 市長は、説明会開催者に対して、法第 7 条第 1 項及びこの要綱第 5 条第 3 項に規定する説明会が開催された場合（規則第 11 条第 2 項の規定により掲示を行った場合及び法第 7 条第 4 項後段の規定による周知を行った場合を含む。）は、様式第 4 により、説明会実施状況報告書（次項において「報告書」という。）を速やかに提出することを求めるものとする。

2 報告書には、当該説明会において出席者に配布した資料、規則第 11 条第 2 項の規定により掲示した届出等の要旨を記載した書面又は法第 7 条第 4 項後段の規定による周知の内容を記載した資料を添付するものとする。

（意見書の提出）

第 15 条 法第 8 条第 2 項の意見書は、様式第 5 による。

2 前項の意見書は、経済局産業政策部商業・人材支援課あて持参、郵送、ファクシミリ、電子メールその他市長が適当と認める方法により提出するものとする。

3 市長は、第 1 項の意見書を受理したときは、その写しを当該大規模小売店舗を設置する者に送付するものとする。

4 市長は、前項の規定により意見書の写しを送付したときは、当該大規模小売店舗を設置する者に対し、意見への対応状況について報告を求めるものとする。

（意見書の公告及び縦覧）

第 16 条 市長は、法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報の保護に抵触するもの、公序良俗に反すると認められるもの及び法の趣旨に沿わないものについては、その全部又は一部を公告及び縦覧に供さないものとする。

（市の意見）

第 17 条 市長は、法第 8 条第 4 項の規定による市の意見の有無及びその内容について、同条第 2 項の規定により述べられた意見に配意し、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）及び本市基準を勘案し、かつ、必要と認められる場合においては、仙台市大規模小売店舗立地法専門委員会（以下「専門委員会」という。）の参考意見を聴取し、及び仙台市大規模小売店舗立地法運用協議会（以下「協議会」という。）において協議したのち、決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した市の意見の有無及びその内容について、当該大規模小売店舗を設置する者に通知するものとする。

（届出を変更しない旨の通知）

第 18 条 法第 8 条第 7 項の届出を変更しない旨の通知は、様式第 6 による。

（市の勧告）

第 19 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告の要否及びその内容について、指針及び本市基準を勘案し、かつ、必要と認められる場合においては、専門委員会の参考意見を聴取し、及び協議会に

において協議したのち、決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により決定した内容について、当該大規模小売店舗を設置する者に通知するものとする。

(必要な変更に係る届出)

第 20 条 市長は、法第 9 条第 4 項の必要な変更に係る届出をしようとする者に対し、前条第 2 項による通知を行った日から 60 日以内にその届出を行うことを求めるものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合には、当該届出をしようとする者と協議の上、期限を変更することができるものとする。

第 21 条 (削除)

(公表)

第 22 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告をした場合において、当該大規模小売店舗を設置する者が、二月以内に当該勧告に従わなかったときは、当該大規模小売店舗を設置する者から様式第 7 により、その理由を聴取するものとする。ただし、当該大規模小売店舗を設置する者が聴取に応じないとき又は所在が不明で聴取できないときは、この限りでない。

- 2 市長は、法第 9 条第 7 項の規定による公表の要否について、前項の規定による聴取の結果を基に、必要と認められる場合においては、専門委員会の参考意見を聴取し、及び協議会において協議したのち、決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により決定した内容について、当該大規模小売店舗を設置する者に通知するものとする。
- 4 法第 9 条第 7 項の規定による公表は、市役所の掲示場に掲示すること、仙台市公報に登載すること及び本市ホームページに掲載することにより行う。また、必要に応じて次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
 - (2) その他市長が適当と認める方法
- 5 法第 9 条第 7 項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (3) 公表する理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(承継の届出)

第 23 条 法第 11 条第 3 項の規定による届出に際しては、個人にあっては住民票の写し、法人にあってはその登記事項証明書及び譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類の写しを各 1 部添付するものとする。

(報告)

第 24 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出を行った者が当該大規模小売店舗の新設又は変更を行った場合は、その開店日又は変更実施日について、様式第 8 又は様式第 9 により速やかに報告を行うことを求めるものとする。

2 市長は、規則第 7 条第 1 項第 3 号から第 8 号までの規定による変更を行った者に対して、様式第 10 により報告を行うことを求めるものとする。

3 法第 14 条の規定により徴収する報告は、様式第 11 による。

4 市長は、法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が、法第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項の変更を行った場合は、様式第 12 により報告を行うことを求めるものとする。

(その他)

第 25 条 法及びこの要綱の施行に関して必要な事項については、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 17 年 8 月 25 日改正）

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。ただし、別表 1 ①及び③については 6 月を経過するまでの間、従前の例によることができるものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日改正）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 5 月 3 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

仙台市大規模小売店舗立地法運用の基準

項 目	運 用 基 準
①駐車場の必要台数の確保	（自動車分担率） 1 「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」（昭和 40 年仙台市条例第 21 号）に定める「駐車場整備地区等」内の商業地域及び近隣商業地域については、以下の数値を適用する。 なお、当該地区においては、設置者に自動車での来店を抑制する対策を求めるものとする。 （1）指針で定める「駅からの距離（L）」が 500m 未満の地区 $7.5 + 0.045 \times L$（単位：％） （2）指針で定める「駅からの距離（L）」が 500m 以上の地区 30（単位：％） 2 上記 1 以外の地区については、50（単位：％）とする。 （その他） 3 指針で定めるとおり、設置者は、必要駐車台数について、「特別の事情」により、指針の算出式又は上記の自動車分担率等の各原単位によることが適当でない場合、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。
②駐車場の位置及び構造等	1 車両乗り入れ部の道路工事計画については、仙台市建設局「車両乗り入れ部の承認基準」を適用する。 2 一般公共の用に供される駐車場については、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）に定める技術的基準を準用する。 3 駐車マスの大きさは、「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を準用する。 4 駐車場を店舗敷地以外に設置する場合は、店舗敷地境界からの距離がおおむね 400m 以内の場所に設置するものとする。
③駐輪場の確保等	1 商業地域及び近隣商業地域においては、「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」（昭和 62 年仙台市条例第 12 号。以下この項において「条例」という。）及び「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例施行規則」（昭和 62 年仙台市規則第 22 号。以下この項において「自転車等駐車場規則」という。）に基づく設置台数、構造等とする。 2 上記 1 以外の地域においては、以下の基準とする。 （1）設置台数は、指針参考値を準用する。ただし、法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出に係る場合にあっては、当該届出に係る店舗又は類似店舗の駐車実績を考慮した台数とすることができる。 ＊ 設置台数基準＝1 台／店舗面積 35 m² （2）（1）に定めるもののほか、設置台数割合、構造設備及び設置場所については、条例及び自転車等駐車場規則の例によるものとする。

④経路の設定等	1 周辺交通に与える影響等については、国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」等による検討が望ましい。 2 来客の自動車が駐車場へ到着するまでの経路及び駐車場から出庫する経路については、次のいずれかに該当するような道路を主な経路としないよう配慮し、やむを得ず経路とする場合は、十分な安全対策を講じること。 (1)歩道の無い幅員 6 m未満の道路 (2)歩道の無い通学路 (3)生活道路 (4)歩道が無く、かつ一方通行で無い道路
⑤騒音の発生に係る事項	1 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定は、平成 24 年仙台市告示第 126 号による。 2 「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）による地域の指定及び規制基準値等は、平成 8 年仙台市告示第 185 号による。 3 その他、騒音に係る事項については、「公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）及び「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）に定める事項を遵守すること。
⑥廃棄物等に係る事項	1 「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（平成 5 年仙台市条例第 5 号）等に基づく減量化、資源化の対策を踏まえ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進に努めるとともに、「ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱」等に基づき、廃棄物等の保管、運搬、処理を適正に行うこと。 2 食品加工場からの調理臭及び悪臭の発散を防止するため、次に掲げる対応策又は措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じて組み合わせて実施すること。 (1) 食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。 (2) 住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。 (3) 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。
⑦街並みづくり等に係る事項	1 景観については、「仙台市『杜の都』景観計画」に適合した計画とすること。なお、景観地区の区域に該当する場合は、その制限に適合した計画とすること。 2 「仙台市屋外広告物条例」（平成元年仙台市条例第 4 号）を遵守すること。 3 店舗所在地が、風致地区、地区計画等の区域、建築協定区域に該当する場合は、これらに定められている事項を遵守すること。 4 「杜の都の環境をつくる条例」（平成 18 年仙台市条例第 47 号）に基づき、緑化を行うこと。
⑧光害対策に係る事項	屋外、広告塔照明に係る光害対策については、環境省「光害対策ガイドライン」等を参照し、周辺環境に対する適正な配慮を行うこと。

軽微変更適用申請書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名，住所

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第9条第1項の規定により，下記のとおり申請します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項の変更

（変更前）

（変更後）

※軽微な変更の対象となる届出事項のうち，変更しようとする事項について，変更前，変更後について記載すること。

3 変更する年月日

年 月 日

4 変更する理由

※具体的に記載すること。

5 上記2の変更が，大規模小売店舗立地法施行規則第8条に規定する軽微な変更に該当する理由

※具体的に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

説明会開催計画書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名、住所

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第10条第5項の規定により、下記のとおり提出します。

項 目		内 容
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の開催予定回数		回
説明会の 周知 方法	法定公告	（※公告の日、方法（新聞紙上又は折り込みチラシの場合には新聞名）等を具体的に記載し、対象地域がわかる図面等を添付すること。）
	法定公告以外の周知	（※公告の日、方法を具体的に記載し、配布物等を添付すること。）
予定している議事の内容 （進行、配布資料等）		
第1回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分の予定
	開催場所	名 称： 所在地：
	説明予定者	
第2回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分の予定
	開催場所	名 称： 所在地：
	説明予定者	
第3回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分の予定
	開催場所	名 称： 所在地：
	説明予定者	
その他特記事項		

※配布資料等を添付すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

説明会開催不能承認申請書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名、住所

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 開催できない説明会の日時等

第1回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分の予定
	開催場所	名 称： 所在地：
第2回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分の予定
	開催場所	名 称： 所在地：
第3回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分の予定
	開催場所	名 称： 所在地：

- 3 説明会を開催できない理由
※具体的に記載すること。
- 4 届出内容の周知方法
※代替周知法を記載すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第14条第1項関係）

説明会実施状況報告書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名、住所

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称	
2 大規模小売店舗の所在地	
3 説明会実施日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分
4 説明会会場（所在地）	
5 開催公告の方法	（※公告の日、方法（新聞紙上又は折り込みチラシの場合には新聞名）等を具体的に記載し、対象地域がわかる図面及び配布証明等を添付すること。）
6 説明者	
7 出席者数	人
8 議事の概要	
9 陳述意見の内容及びそれに対する回答	
10 特記事項	（※規則第11条第2項の規定により掲示を行った場合、又は、法第7条第4項の規定により周知を行った場合は、この欄にその旨を記載すること。）

※配布資料等を添付すること。2回以上の場合は、一括提出でも可とする。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第15条第1項関係）

（表）

意見書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

（住 所）

（氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名）

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、裏面のとおり意見を提出します。

※表面の住所、氏名等は必ず記載し、意見の内容は、裏面に記載してください。

※裏面は、縦覧に供し、公表しますので、裏面の注意書きをご覧の上、記載してください。

（裏）

大規模小売店舗立地法第8条2項の規定による意見

1 大規模小売店舗の名称	
2 大規模小売店舗の所在地	
3 設置者が周辺の地域の生活環境 保持のため配慮すべき事項につい ての意見	

※大規模小売店舗の名称、所在地、意見の内容を明瞭に記載してください。

※裏面の意見書は、縦覧に供し、公表します。

※法人、団体の場合は、下記に必ず住所、氏名等を記載してください。

※個人の場合は、住所、氏名の公表を了承する場合のみ、下記に住所・氏名を記載してください。

住 所	
氏名又は名称及び法人に あってはその代表者の氏名	

届出を変更しない旨の通知

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名，住所

年 月 日付けで述べられた仙台市の意見を踏まえ，届出事項の変更は行いませんので，大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により，下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由
※具体的に記載すること。
- 3 届出事項以外の変更及びその理由
※法に基づく届出事項以外の事項で，変更事項がある場合に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

市の勧告に従わない理由書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名，住所

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 22 条第 1 項の規定により， 年 月 日付けで通知のあった件について，下記のとおり回答します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 市の勧告に従わない理由
※具体的に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

開店日報告書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名，住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により， 年 月 日付けで届出を行った下記の店舗の開
店日について，下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 開店した日
年 月 日

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

変更実施報告書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名，住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項（又は附則第5条第1項（第3項を含む。））の規定により， 年
月 日付けで届出を行った下記の店舗の変更について，下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更を行った事項
- 3 変更実施日

年 月 日

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格A4とすること。

変更報告書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名，住所

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 24 条第 2 項の規定により，下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更した事項

（変更前）

（変更後）

※変更した事項について，変更前，変更後について記載すること。

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更した理由

※具体的に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

法第 14 条の規定による報告書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名，住所

大規模小売店舗立地法第 14 条の規定により， 年 月 付けで通知のあった件について，下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 内容

※報告を求められた事項について，具体的に記載すること。

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

既存店変更報告書

年 月 日

（宛 先）仙台市長

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名，住所

※変更があった場合には，変更後の名称等で記載すること。

仙台市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第 24 条第 4 項の規定により，下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

※変更があった場合には，変更後の名称等で記載すること。

2 変更した事項

（変更前）

（変更後）

※変更した事項について，変更前，変更後について記載すること。

3 変更の年月日

年 月 日

（備考）この用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。